

適正な死体取扱業務の推進について

刑 捜 一 甲 達 第 1 8 号

令和5年10月18日

(概要)

この通達は、遺族等の心身の状況やその置かれている環境に適切に配慮しつつ、死体の死因が犯罪に起因するか否かを的確に判断することを目的として、適正な死体取扱業務に必要な事項を定めたものである。